

電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金 (5万円+1万円/1世帯) **のご案内** 受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金<u>(1世帯あたり、国事業5万円</u> +<u>岬町独自事業1万円)</u>は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月から12月 までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、<u>手続きが必要</u>です。
 - ※岬町は国事業に上乗せして1万円を支給します。

DV等で避難中でも受給できる場合があります。詳しくはこちら⇒



給付金の支給額

1世帯あたり6万円 (国事業5万円+岬町独自事業1万円)

給付金の支給時期

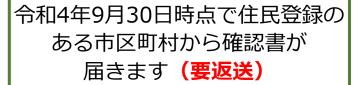
岬町が確認書(または申請書)を<u>受理した日から2~3週間後が目安です。</u>

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

※住民税が課税されている方から扶養を受けている方のみで構成された世帯を除く

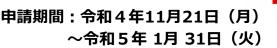
世帯全員の令和4年度 「住民税均等割が非課税」 の世帯 令和4年1月~12月の収入が 減少し「住民税非課税相当」 の収入となった世帯(家計急変世帯)



※一部申請が必要な場合があります ※令和5年1月31日までに返送してください。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です



申請時点で住民登録のある市区町村に 申請してください。

【申請書配布先】岬町役場 地域福祉課など

詳しくは裏面「Ⅱ」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和4年度住民税(均等割)が非課税の世帯

- 対象となる世帯には、岬町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。(令和4年11月下旬頃に送付予定)
- 中身を確認して、岬町に郵便で返信してください。【確認事項】
- (学) (学) お名前
- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと

※令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯として臨時特別給付金(10万円/1世帯)を受給した世帯(令和4年6月2日以降に世帯構成等に異動がない場合に限る。)

- 給付金は申請不要で12月下旬に前回支給した口座に振込み予定です。 (対象世帯には11月下旬頃に通知書を送付します。)
 - ただし、以下2点に該当する方は届出を行ってください。
 - 1.本給付金の登録口座以外の銀行口座への振込みを希望する場合
 - 2.本給付金の支給を希望しない場合



Ⅲ 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、 世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和4年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍)が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

(一例) 住民税非課税となる年間給与収入の目安 単身の場合:93万円以下、扶養家族1人の場合138万円以下

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに お住まいの市区町村の窓口に、直接または郵送でご提出ください。
 - 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を 申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。





自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金コールセンター



0120-526-145

受付時間 9:00~20:00 (土日祝、12/29~1/3を除く)

岬町

臨時特別給付金担当窓口

☎ 072-468-9692

受付時間 平日9:00~17:30 (12/29~1/3を除く)